

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

平成23年3月11日14時46分に、国内の観測史上最大マグニチュード9.0を記録した東北地方太平洋沖地震が宮城県牡鹿半島の東南東約130km沖を震源域に発生し、東北地方を中心とする東日本は長時間にわたる激しい揺れと繰り返し襲来する巨大津波によって甚大な被害を被り、この東日本大震災は「戦後最悪の自然災害」といわれています。

この大震災による被害は、発生から約8月が経過した現在(H231028)においても、死者及び行方不明者は約1万9千5百人余り、また、建物の全壊・半壊は約30万4千戸にのぼり、自治体によっては壊滅的な被害を被ったところもあります。

また、大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故なども伴い、今なお約7万1千人余りの避難者の方々が、避難所あるいは仮設住宅での生活をおくられたり、自主避難をされるなど、深い悲しみとご苦労の中で不自由な生活を強いられています。

私たちの住む鳴門市は、「30年以内に60%程度の確率で発生する」といわれる南海地震による被害が想定される地域にあり、また、大津町・里浦町・鳴門町・撫養町・瀬戸町の沿岸地域においては、地震ばかりではなく津波による被害も想定されています。

また、これまでも「東海・東南海・南海」の3連動地震の発生が想定されておりましたが、その後の調査や研究により、3連動を超えた巨大地震の発生なども危惧されており、さらに、発生の時期についても、平成15年に決定された東南海・南海地震対策大綱において、「東海地震が相当期間発生しなかった場合には、東海地震と東南海・南海地震が連動して発生する可能性も生じてくる」とされており、「30年以内に87%程度の確率で発生する」といわれている東海地震との連動により発生時期が早くなることも危惧されています。

本市においては、国や県による地震・津波による被害想定結果等を参考に対策を行ってききましたが、この度の東日本大震災ではこれまでの被害想定や、これに基づく防災のための施設などの被害抑止策を超えて被害が発生したことを教訓に、また、南海地震をはじめとする東海・東南海地震等による3連動地震などへの対応も想定しながら、「鳴門市地域防災計画」に定める様々な対策を計画的かつ効果的に実施するため、この推進計画を策定しました。

本市においては、この推進計画に定める施策や事業の着実な実施を図り、「市民の皆さんが安全で安心して暮らせるまち - 鳴門」の実現を目指します。

2. 計画の位置付け

この推進計画は、国が定める「防災基本計画」・「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」、徳島県が定める「徳島県地域防災計画 - 震災対策編」等との整合性を確保しながら、本市が策定した「鳴門市地域防災計画」の「震災対策編」及び「東南海・南海地震対策編」に定める対策の基本となる考え方と取り組みの方向性を示すものです。